

第14章 移送取扱所（危政令第18条の2）

第1 区分

1 移送取扱所とは

(1) 「移送取扱所」とは、配管及びポンプ並びにこれら附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって指定数量以上の危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）をいう。（危政令第3条第3号）

(2) 移送取扱所に該当しないもの

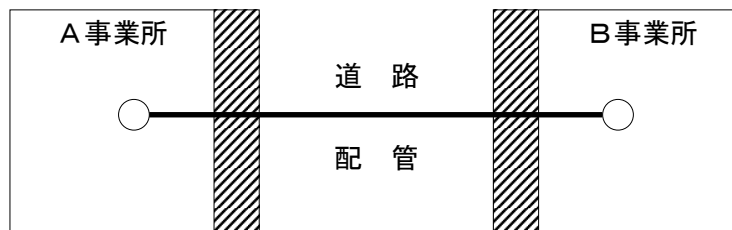
危政令第3条第3号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から施設への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。【S49 消防予63】

ア 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次の(ア)又は(イ)を満足するもの。（第14-1 図参照）

(ア) 道路にあっては、配管が横断するものであること。

(イ) 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100m以下のものであること。

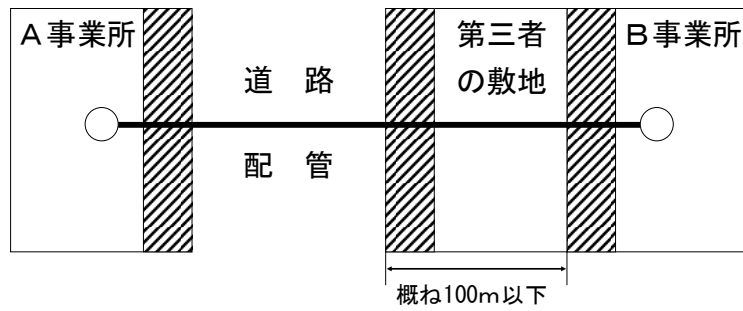
a



b

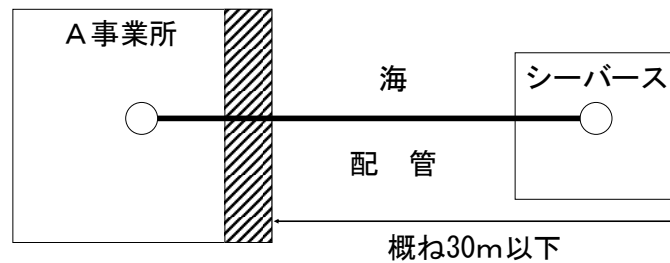


c



第14-1図 移送取扱所に該当しない例1

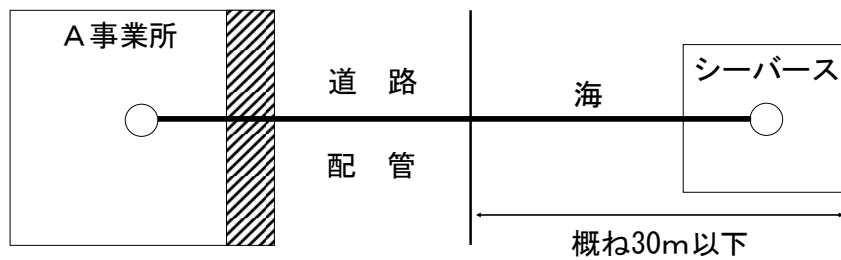
イ 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さがおおむね30m以下のもの。（第14-2図参照）



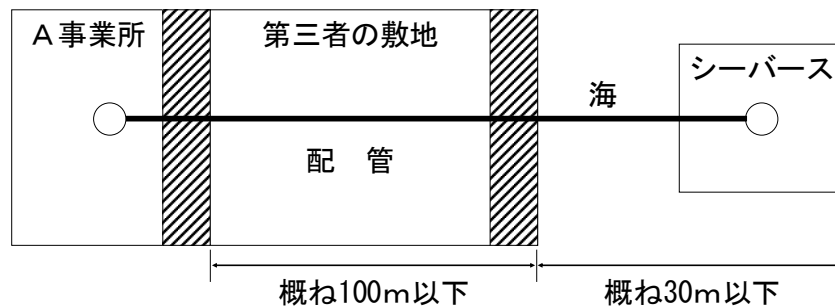
第14-2図 移送取扱所に該当しない例2

ウ ア及びイの要件を満たすもの。（第14-3図参照）

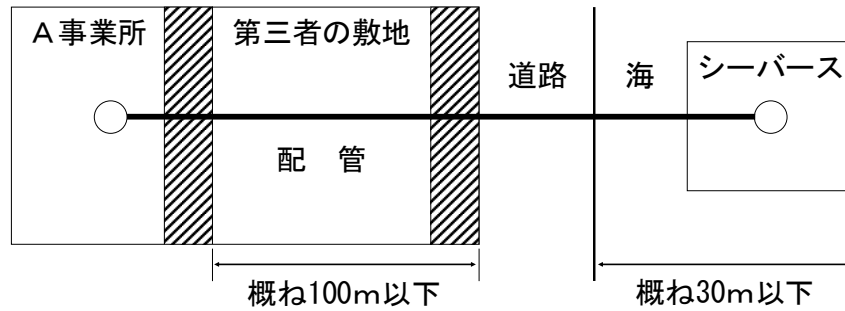
(ア)



(イ)



(ウ)



第14-3図 移送取扱所に該当しない例3

2 技術基準の適用

移送取扱所は、移送する危険物の種類、移送形態等に応じ、技術上の基準が法令上、次のように区分される。

第14-1表 各種の移送取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
移送取扱所	18 の 2 I	28 の 3 ~ 28 の 51
過酸化水素を取り扱うもの等	18 の 2 II	28 の 3 ~ 28 の 53

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

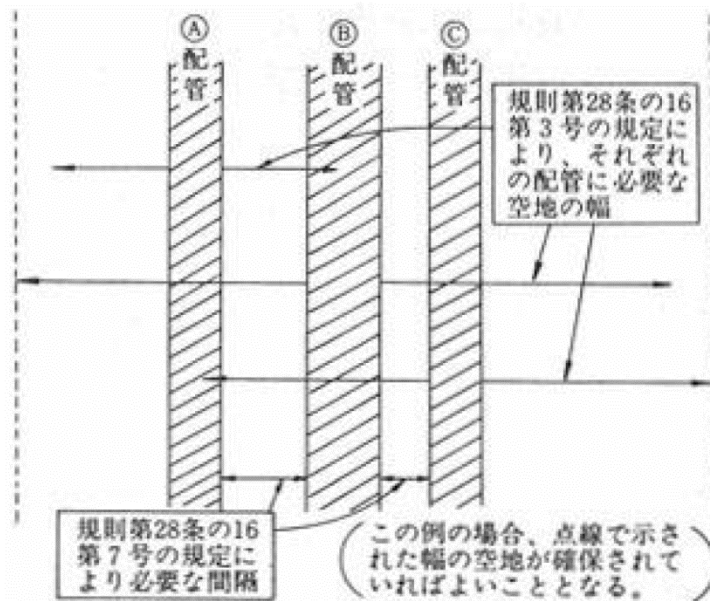
第2 許可数量の算定

- 1 許可数量は、一日を単位とする危険物の最大取扱数量とする。
- 2 規制範囲内に2以上の配管がある場合は、それぞれの配管の最大取扱数量を合算する。

第3 位置、構造及び設備の基準

1 配管の両側に保有すべき空地（危規則第28条の16）

二以上の移送取扱所を隣接して敷設する場合、危規則第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、第14-4図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。【S58消防予130】



第14-4図 配管の両側に保有すべき空地

2 危険物の受入口及び払出口（危規則第28条の50、危告示第65条）

移送取扱所の配管と屋外タンクの附属配管との接続部分に受入油種が異なる都度、人為的にフランジで接続替えするためのマニホールド切換アームを設ける場合は、危規則第28条の50の規定に適合するものであること。【S55 消防危30】

3 配管の絶縁措置

電氣的腐食を生ずるおそれのあるときなど、危規則第28条の41第1項に規定する支持金物その他の構造物から絶縁を行う場合は、第3章「製造所」_第4_1_(17)_エ_(ウ)による。